

## 筑波大学合氣道部OB会「会則」

第1条<名称> 本会は筑波大学合氣道部OB会と称する。

第2条<目的> 本会は筑波大学合氣道部OB会員相互の親睦、互助及び筑波大学合氣道部の後援指導を行う。

第3条<組織> 本会は師範、名誉会員及び正会員をもって構成する。

1. 師範 関師範 内田師範

2. 名誉会員 本会の目的に賛同し、本会のために特に功労があり、総会に於いて承認された者。

3. 正会員 筑波大学合氣道部に所属した者。

第4条<資格> 筑波大学合氣道部部員は卒業と同時に正会員となることができる。

(有資格者は原則として入会とするが、退会及び再入会は自由)

第5条<総会> 1. 構成及び開催

総会は全会員をもって構成し、会長が年に一回（4月～5月）召集・開催する。

但し、下記3項に掲げる総会承認事項が生じた場合は、臨時総会を実施する。

2. 総会での議案成立

総会での議案決定は、全会員の過半数を持って成立する。

但し、出席者が定数に満たない場合は、出席者及びメール等によって委任を含めて意思表示をした者の合計の過半数の承認があれば成立するものとする。

- 1) 総会招集はその時点で連絡先を把握している全ての会員へメール等で通知する。
- 2) 決定事項はホームページ及びメール等を介して全会員に通知する。

3. 総会承認事項

- ① 会則の改正
- ② 役員の選出及び解任
- ③ 当年度の活動計画及び会計報告（実績）
- ④ 翌年度の活動計画及び予算案
- ⑤ その他本会の運営上総会の議決を必要とする事項…申し合わせ事項

第6条<役員> 本会の役員として、会長、事務局長、会計、現役支援、広報、監査をおく。

- ① 各役職は1名、計6名を持って構成する。
- ② 役員は総会によって会員の中から選出されるものとする。
- ③ 会長は会の運営及び行事開催の責任者として運営が円滑に行われるよう活動する。
- ④ 事務局長は、事務全般の総括を行う。
- ⑤ 会計は、収支管理及び会計報告を行う。
- ⑥ 現役支援は、現役との窓口となり後援指導を行う。
- ⑦ 広報は、役員会の承認の下に、ホームページ等を介して広報活動を行う。
- ⑧ 監査は、総会で決定された活動及び会計が正しく実施されたかを監査する。
- ⑨ 役員の任期は原則2期（2年）とする。但し、引継ぎ及び会の活性化を考慮して、役員6名中半数の3名は残留して次年度役員に業務を引き継ぐ体制とする。

注) 1期の期間は当年4月1日から翌年3月31日までの1年間

⑩ 役員の活動はボランティアであり、必要以上の義務を負うものではない。

第7条<役員会>

1. 役員会は本会の執行機関であって、第6条における6名の役員によって構成される。
2. 役員会は、会長がこれを召集する。
3. 役員会は役員以外の出席及び意見の表明を認める。
4. 役員会は役員全員に議題を通知後に開催することによって成立し、その議決は役員の出席者の過半数を以ってこれを決する。(役員は本人の出席ができない場合は、通信手段による出席、事前の意思表明、代理および委任状提出のいずれかを行うことが望ましい)
5. 役員会の任務は、前項の他、総会の議決を必要としない運営に関する事項の決定、活動計画において承認された弔慰金、お見舞金等の支出決定執行を行う。

第8条<会計> 会計がその任にあたり、金銭の出納及びその報告を行う。

総会においては監査担当の監査承認を経た後に会計報告を行う。

第9条<会費> 本会の経費は入会金、年会費、寄付金によってまかなわれる。

1. 入会金は無料とする。
2. 年会費 年間一律3000円とする。
3. 特別行事費 役員会において必要と認め、総会の承認を得た場合は臨時に必要な費用を徴収することができる。
4. 会費振込み先：筑波大学合気道部OB会  
みずほ銀行国分寺支店：275-1700116

第10条<事業> 本会は下記の事業を行う。

1. 親睦会の企画運営
2. 名簿の更新・維持管理等
3. 弔慰・自然災害等へのお見舞い
4. 合気道部（現役）の活動に対する援助
5. 記念行事
6. 地方在住の会員相互の親睦に関する援助
7. ホームページ等による広報活動
8. その他総会で決定した事項
9. 事業年度は当年4月1日から翌年3月31日迄の1年間とする。

第11条<付則> 1. 本会則の実施のため別に補足を設けることができる。

2. 本会則は1981年8月29日より実施する。
3. 1995年3月25日改訂、即実施する。
4. 2014年10月13日改訂、即日実施する。